

令和4年4月1日施行
令和4年5月1日改正
令和5年4月1日改正
令和6年4月1日改正
令和7年4月1日改正

大阪府立大阪わかば高等学校 部活動規定

生徒部

第1章 総 則

第1条 本規定では、部と同好会と WING を総称して部活動といい、所属する生徒を部員という。

第2条 本規定は、部活動を安全かつ適正に行うために必要な事項を定めたものである。

第2章 目的

第3条 (部活動の目的)

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

第4条 (部の目的)

部の目的は、第3条の主旨にかなったものでなければならない。なお、部は高体連主催の大会またはそれに準ずる大会・芸文連主催の発表会またはそれに準ずる発表会への出場を目指すことを目的とする。

第5条 (同好会の目的)

同好会の目的は、第3条の主旨にかなったものでなければならない。また、同好会は部への昇格を目指すものであり、活動だけを目的として組織することは認められない。

第6条 (WING の目的)

生徒の自主的な文化活動を保障するとともに、言語や文化、国の違いを超えて多文化共生社会で活躍できることを目的とする。

第3章 運 営

第7条 (運営)

校長、教頭を除く常勤の教育職員（以下教員という）の中から原則として2名以上の顧問を置き、うち1名を主顧問とする。顧問の調整は生徒部が行う。また、部員のうち1名を部長（主将）とする。部長（主将）の変更があった場合は、顧問は速やかに生徒部に報告する。

第8条 (活動場所の調整)

生徒部の担当者、顧問および活動場所を管理する教員が行う。

第4章 活 動

第9条 (部の活動時間)

部の活動は原則として、授業日および休業日に実施する。授業日の活動時間は、授業に支障

のない時間帯で17時10分を完全下校とする。ただし、特別な理由があり生徒部が認めた場合、18時30分を完全下校とする活動時間延長を認める。休業日・長期休業中の活動時間は、顧問が指定した時間帯で、17時10分を完全下校とする。

第10条 (同好会の活動時間)

同好会の活動は原則として、授業日および休業日に実施する。授業日の活動時間は、運動系同好会は月・水・木、文化系同好会は火・水・金の15時20分からとし、17時10分を完全下校とする。休業日・長期休業中の活動時間は、顧問が指定した時間帯で、17時10分を完全下校とする。

第11条 (WINGの活動時間)

WINGの活動は原則として、授業日および休業日に実施する。授業日の活動時間は、授業に支障のない時間帯で、17時10分を完全下校とする。ただし、特別な理由があり生徒部が認めた場合、18時30分を完全下校とする活動時間延長を認める。休業日・長期休業中の活動時間は、顧問が指定した時間帯で、17時10分を完全下校とする。

第12条 (活動計画)

顧問は毎月の活動予定表を作成し、生徒部に提出する。生徒部の担当者は管理職に提出し、変更がある場合は、顧問はその都度生徒部に連絡する。

第13条 (顧問の付き添い)

顧問の付き添いができない場合には原則活動を禁止とする。

第5章 入部・退部・除名・兼部

第14条 (入部)

部活動に入部を希望する生徒には、「入部届」に必要事項を記入させ、担任に確認の上、顧問に提出させる。

第15条 (退部)

部活動の退部を希望する部員には、「退部届」に必要事項を記入させ、担任に確認の上、顧問に提出させる。

第16条 (除名)

顧問は次の場合には部員を除名することができる。

- ア 相当の期間、無断で活動に参加しない場合
- イ 部活動の統制や規律を乱し、活動に支障をきたす場合
- ウ 顧問の指示に従わない場合

第17条 (兼部)

兼部は原則禁止とする。ただし、部・同好会1つとWINGの兼部のみ可とする。

第6章 新規設立

第18条 (校内の部活動の団体数)

部活動の団体数の上限は、年度当初の教員数を3で割った数程度とする。

第19条 (同好会の設立)

次の条件を満たした上で、顧問は所定の様式により「同好会設立申請書」を生徒部に提出する。申請に基づき、生徒部での審議を経て、運営委員会および職員会議に報告し、校長が決裁する。

- ア 顧問が2名以上いること
- イ 原則5名以上の部員がいること
- ウ 活動内容の具体的な計画ができており、第2章の目的にかなったものであること
- エ 活動場所の調整がすでに行われており、活動場所がすでに確保されていること
- オ 第18条の上限数を超えていないこと

第7章 昇格・降格・休部・廃部・活動再開

第20条 (活動報告)

毎年、年度末に部活動顧問が「活動報告書」を生徒部に提出する。「活動報告書」をもとに第21条から第24条の基準に基づき、生徒部で部活動の昇格・降格・休部・廃部を審議し、運営委員会および職員会議に報告し、校長が決裁する。

第21条 (昇格の基準)

同好会から部への昇格にあたり次の基準を設ける。

- ア 同好会として1年間以上継続して活動し、将来的にも活動の継続性が見込まれること
- イ 原則5名以上の部員がいること
- ウ 過去1年間に、高体連主催の大会またはそれに準ずる大会・芸文連主催の発表会またはそれに準ずる発表会に出場していること

第22条 (降格・休部の基準)

部から同好会への降格、部の休部は次のいずれかの基準に該当する場合に限る。

- ア 正当な理由なく、1年以上継続して活動を休止している場合
- イ 活動に著しい支障をきたしている状態であると生徒部が判断した場合
- ウ 過去1年間に、高体連主催の大会またはそれに準ずる大会・芸文連主催の発表会またはそれに準ずる発表会に出場していない場合

第23条 (廃部の基準)

同好会の廃部は次のいずれかの基準に該当する場合に限る。

- ア 正当な理由なく、2年以上継続して活動を休止している場合
- イ 教員の配置、設備・施設の状況、活動内容の妥当性・安全性などの観点から活動が困難である場合

第24条 (部の休部・活動再開)

休部中の部の再開については、第19条の規定に準じ、手続をおこなう。

第8章 部活動停止について

第25条 (部活動停止の基準)

次の基準を守れない部活動は部活動停止とする。

- ア 部員が活動時間を守れない場合

イ 部室棟の使用が著しく悪い場合

ウ その他、部員が大阪わかば高校の生徒としてふさわしくない行為をした場合

第26条 (部活動停止の審議)

第25条に基づき、生徒部で部活動停止を審議し、運営委員会および職員会議に報告し、校長が決裁する。

第9章 その他

第27条 (改定)

本規定を改定する場合には、生徒部より提案し、運営委員会および職員会議での審議を経て、校長が決裁する。